



通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険税を下記のとおり決定（更正）いたしましたので通知します。

〇〇年 〇月 〇日

福山市長
枝広 直幹

年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

決定（更正）前	決定（更正）後	増減
国民健康保険税	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(単位：円)

期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	年 月 日				
第2期	年 月 日				
第3期	年 月 日				
第4期	年 月 日				
第5期	年 月 日				
第6期	年 月 日				
第7期	年 月 日				
第8期	年 月 日				
第9期	年 月 日				
第10期	年 月 日				
第11期	年 月 日				
第12期	年 月 日				

(単位：円)

期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第4月	年 月 日				
第6月	年 月 日				
第8月	年 月 日				
第10月	年 月 日				
第12月	年 月 日				
第2月	年 月 日				

異動年月日	届出年月日	更正理由	氏名

金融機関名	
口座種別	
振替区分	
口座番号	
口座名義人	
納付組名	
納付組名称	

保険税納付方法	
徴収方法	
納付書	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収対象者	
特別徴収対象者	
特別徴収対象者	

この処分（決定）に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。

また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

〒 720-8501
福山市東桜町3番5号
市民局市民部 保険年金課
電話 (084) 928-1055

(領収書を貼付けてください。)

課税の根拠・納税義務者

お問い合わせの際は、表面の通知書番号をお伝えください。

国民健康保険税は、被保険者である世帯主及び被保険者の資格がない世帯主であって当該世帯内に被保険者がいる場合においては、その世帯主（擬制世帯主）を納税義務者として課税されます。

根拠法令	地方税法第703条の4、第703条の5及び第703条の5の2 福山市国民健康保険条例第11条から第15条の7まで及び第21条から第22条まで
------	---

賦課期日

当該年度の4月1日。ただし、4月2日以降の年度途中に加入した場合は、国保資格の取得日になります。

徴収方法と納期

1 保険税の納付方法

普通徴収 納付書・口座振替
特別徴収 年金からの差引き

根拠法令	地方税法第706条、第718条の7及び第718条の8 福山市国民健康保険条例第16条の2、第19条、第20条の4及び第20条の5
------	---

変更後の保険税額の精算のための納付書が必要な場合は、ご連絡ください。

2 特別徴収の対象世帯

世帯主を含む国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯次のいずれかに該当する場合は、普通徴収となります。

- ・特別徴収対象年金額が年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合

※世帯主が75歳に到達する年度は特別徴収をせず、普通徴収となります。

※申し出により、特別徴収から口座振替に変更することができます。

3 特別徴収の対象者の保険税が更正された場合

増額更正 差額分は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収により特別徴収と併行して納付いただきます。

減額更正 特別徴収を停止し、普通徴収で納付いただくことがあります。

併行して納付する普通徴収分がある場合、特別徴収を継続し、普通徴収から減額することがあります。

4 納 期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月16日 ～7月31日	8月16日 ～8月31日	9月16日 ～9月30日	10月16日 ～10月31日	11月16日 ～11月30日	12月16日 ～12月25日	翌年1月16日 ～1月31日	翌年2月16日 ～2月末日

※納期限は、それぞれ納期月の末日（ただし、第6期は12月25日）ですが、末日が休日のときはその翌日、土曜日のときは、翌々日となります。（表面に記載）

納付の場所 福山市指定金融機関又は福山市収納代理金融機関等で納付してください。具体的な納付場所は納付書に記載してあります。

5 納期限までに保険税を納めなかった場合

(1) 督促状

納期限を経過しても納付がない場合は、督促状が発せられます。

なお、督促状を発した日から10日を経過するまでに保険税を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(2) 延滞金

未納税額の納期限の翌日から納付（納入）日までの期間の日数に応じ、年14.6%。ただし、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合（以下、延滞金特例基準割合という。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%）を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(3) 滞納処分（財産の差押え）

納税相談もなく、滞納が続いていると、やむを得ず預金や給与などの債権や不動産・動産等の財産について、差押えをする場合があります。

こんなときは必ず届出をしてください

- ・勤務先等の健康保険（社会保険等）に加入したり、その被扶養者になったとき
※国民健康保険は、勤務先等の健康保険に加入しても自動的に脱退の手続きは行われません。市役所保険年金課又は最寄りの各支所・分所・分室へ届出をしてください。
- ・住所や名前が変わったとき ・世帯主が変わったとき ・世帯を分けたり、一緒にしたとき
市役所市民課又は最寄りの各支所・分所・分室へ届出をしてください。

第8期

通知番号: _____
 保険証番号: _____

国民健康保険税決定の明細

(単位: 円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
		X		
	資産割額	基礎額		
		X		
	均等割額	被保険者数	人	人
		X	円	
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(A) 医療分保険税額				
支援金分	所得割額	基礎額		
		X		
	資産割額	基礎額		
		X		
	均等割額	被保険者数	人	人
		X	円	
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(B) 支援金分保険税額				
介護分	所得割額	基礎額		
		X		
	資産割額	基礎額		
		X		
	均等割額	被保険者数	人	人
		X	円	
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険税			
増減調整額				
減免額				
(C) 介護分保険税額				

(単位: 円)

決定額		更正前	更正後	増減
決定保険税額(A)+(B)+(C)				
内訳 (再掲)	医療保険分			
	支援金分			
	介護保険分			

保険税の算定方法

保険税は、医療分（基礎課税額）、支援金分（後期高齢者支援金等課税額）、介護分（介護納付金課税額）の3つで構成されており、それぞれに加入者の所得に応じて負担いただく所得割額と加入者一人ひとりが均等に負担いただく均等割額、国保に加入する全世帯が均等に負担する平等割額があります。この合計額により保険税額が算定されます。

国民健康 保険税額	=	医療分 (全年齢)	+	支援金分 (全年齢)	+	介護分 (40歳から64歳)

※本市は、所得割、均等割、平等割を組み合わせる方式（3方式）により保険税額を算定

賦課明細 ※医療分・支援金分・介護分 それぞれ同じ内容になります。

所得割額 当該年度の4月1日の属する年の前年中（1月から12月）の所得金額に基づき計算した額（非自発的失業者に係る保険税の軽減（申告が必要）の適用者については、給与所得を100分の30とみなした額）

所得割額 = 基礎額（前年中の総所得金額等 - 基礎控除）× 税率

・総所得金額等

「公的年金収入-公的年金控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等で、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も、総所得金額等に含まれます。

・基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

※2020年度（令和2年度）分以前の基礎控除額は一律33万円

資産割額 課税なしのため0（ゼロ）を記載

均等割額 被保険者数に基づき計算（均等割額 × 加入者数）した額

平等割額 1世帯ごとに計算した額

政令軽減額 次の法定軽減の対象になる場合は、その軽減額が記載されます。

・所得が政令で定める基準額を下回る世帯（届出は必要ありません）

均等割額と平等割額を減額します。対象になる場合は、判定欄に軽減率（7割・5割・2割）が記載されます。

所得の申告をしていない世帯については、この軽減は適用されません。所得がないこと等を理由に、申告をしていない世帯は、所得の申告をしてください。

判定時期 4月1日（世帯主変更や年度途中に加入する場合はその異動日）

・未就学児に対する軽減（届出は必要ありません）

国民健康保険に加入している未就学児の均等割額の半額を減額します。

・出産（予定）被保険者の産前産後期間に係る所得割額と均等割額の軽減（届出が必要です）

出産（予定）日の属する月の前月から出産（予定）日の属する月の翌々月までの計4か月分を減額します。

（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の属する月の3か月前から出産（予定）日の属する月の翌々月までの計6か月分）

対象者 妊娠85日以上の出産する予定又はした人（流産、死産、早産及び人工妊娠中絶も含む）

限度超過額 課税限度額を設けています。課税限度額を超えた場合は、その額が記載されます。

増減調整額 加入月数に応じた課税額に調整するための額が記載されます。

条例減免額 後期高齢者医療制度に伴う緩和措置として保険税を軽減・減免する場合はその額が記載されます。

・国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した場合

対象世帯 移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯（届出は必要ありません）

軽減内容 医療分と支援分の平等割額を5年間は半額とし、6年から8年までの間は4分の1の額を減額します。

・国保組合を除く被用者保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことで被扶養者が国民健康保険被保険者となった場合

対象者 当該被保険者の被扶養者から新たに国民健康保険被保険者となった人のうち、当該時点で65歳に到達している人（申請が必要です）

減免する額 所得割額 免除します。

均等割額と平等割額 政令軽減額と合わせて半額となるように減免します。

※平等割額は、世帯のうち、対象者のみが国民健康保険被保険者である場合に限り適用されます。

※均等割額及び平等割額の減免期間は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までです。

減免額 災害その他特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の減免が受けられる場合がありますその減免承認額が記載されます。

決定額 年間の保険税額